



官版

國法汎論

下帙

第二冊

77
6135
2





畫摹寬上川

卷之六上

門77
號6135
卷2

行刊月五申壬治明

イ、カ、ブルン、香リ著
從五位加藤弘之譯

國法汎論

文部省



ルト井グ第十六

ワレントン

重出
ルウソウ

ロヘスビエール

フリードリヒ、井ルヘルム

右画ク處ハ本書論說中引證スル有名ナル人物ノ繡像ナリ

下帙第一冊

本書譯成上梓ヲ謀ル、其序次將ニ首卷ニ次キ、逐
 卷續譯上梓スヘシ、然ルニ本卷以下論說スル所
 却テ今日ノ政務ニ切要ナルヲ以テ、前數卷ヲ閣
 キ、先ツ本卷ヲ譯シ、以テ進講シ且ツ上梓ス、上帙
 數卷ノ如キハ、將ニ餘カヲ以テ補譯上梓セント
 ス、讀者之ヲ諒セヨ、

壬申五月

譯者識

國法汎論卷之六 上 目録
 第一章 スウエレ子テート、及國家ノ元首、
 第二款 スウエレ子テートノ義、
 第三款 レゲンテン、スウエレ子テート、
 第一款 第一 スターツ、スウエレ子テート
 第二 トノ大意、
 第四款 第二 ヒュルステ、スウエレ子テ
 ート、



國法汎論卷之六 上 目録



第一章 スウエレ子テート、及國家ノ元首、

第二款 スウエレ子テートノ義、

第三款 レゲンテン、スウエレ子テート、

第一款 第一 スターツ、スウエレ子テート

トノ大意、

第四款 第二 ヒュルステ、スウエレ子テ

ート、

第一條
 第二條
 第三條
 第四條
 第五條
 第六條
 第七條
 第八條
 第九條
 第十條
 第十一條
 第十二條
 第十三條
 第十四條
 第十五條
 第十六條
 第十七條
 第十八條
 第十九條
 第二十條
 第二十一條
 第二十二條
 第二十三條
 第二十四條
 第二十五條
 第二十六條
 第二十七條
 第二十八條
 第二十九條
 第三十條
 第三十一條
 第三十二條
 第三十三條
 第三十四條
 第三十五條
 第三十六條
 第三十七條
 第三十八條
 第三十九條
 第四十條
 第四十一條
 第四十二條
 第四十三條
 第四十四條
 第四十五條
 第四十六條
 第四十七條
 第四十八條
 第四十九條
 第五十條
 第五十一條
 第五十二條
 第五十三條
 第五十四條
 第五十五條
 第五十六條
 第五十七條
 第五十八條
 第五十九條
 第六十條
 第六十一條
 第六十二條
 第六十三條
 第六十四條
 第六十五條
 第六十六條
 第六十七條
 第六十八條
 第六十九條
 第七十條
 第七十一條
 第七十二條
 第七十三條
 第七十四條
 第七十五條
 第七十六條
 第七十七條
 第七十八條
 第七十九條
 第八十條
 第八十一條
 第八十二條
 第八十三條
 第八十四條
 第八十五條
 第八十六條
 第八十七條
 第八十八條
 第八十九條
 第九十條
 第九十一條
 第九十二條
 第九十三條
 第九十四條
 第九十五條
 第九十六條
 第九十七條
 第九十八條
 第九十九條
 第一百條

國法汎論卷之六上

瑞士イカブルン五リ著

加藤和之譯

デ、スウエレ、子テ、ト、スターツ、ホ、ハイ

ト、當ト此語泰西國法論ニ主權ト譯ス、後、尚、穩

就ルテ看ルヘ、ニ、及ヒ國家ノ元首、ベ、スターツ、オ、ト、

第一款 スウエレ、子テ、ト、スターツ、ホ

一、ハイ、ト、ノ、義、

スウエレ、子テ、ト、中古ノ羅甸語ニテ、ス、プレ

ミ、タ、スト、云、フ、ノ、名稱、及ヒ、辭、義、ハ、其、根、元、羅、馬、ニ

レテ之ヲ有スル者アルナニ、若シ之ヲ有スル者
 アルキハ、下民決シテ公事自由ノ權利ボリチイビ、フライ
 ト、イヲ保ツ能ハス、國家ノ諸部局亦其權利ヲ保
 ツ能ハサルコト必然ナリ、古今萬國此ノ如キ全權
 ヲ取ラント欲シテ、永ク其志ヲ得レ者ハ、未タ曾
 テ之レアラス、但、國家ハ國ノ全體ナルカ故ニ、國
 家自ラ此全權ヲ握リ得ルハ、當然ナルカ如シト
 雖、氏決シテ亦此全權ヲ握ルコト能ハス、何者、外ニ
 ハ列國各其自己ノ權利ヲ有スル者アリテ、之ヲ
 限制シ、内ニハ、國家固有ノ性アリテ、自ラ之ヲ限

制ニ、且、其諸部局及ヒ各民、皆相應ノ權利ヲ有
 スル者アリテ、亦皆之ヲ限制スルハナリ、[⊖]

⊖ ナエトリス 佛人、一十七百九ノ佛國顛覆史

ニヤコゴ子ル 我暴論ヲ主張セテ、自由ノ論ヲ舉

ク、曰ク、ナチオニ 按兆民語、合ハ、常ニ萬事ヲ為

シ、萬事ヲ為シ得ルノ權利ヲ掌握ス、是、即十分
 不羈無限ナル全權ノ因テ起ル所以ニシテ、此
 全權ハ、敢テ他ニ授托スヘキ者ニアラス、○是
 故ニナチオニ敢テ路易第十四ニ恭順スルコ
 能ハス、按蓋ニヤコゴ子ルノ意、元來國家ノ全
 權ハ、ナチオニ握ルヘキ者ニシテ、敢

他カニ授托スヘキ者ニアラス、是故、（按）路易第十
 一、暴言ニハ、恭順スル
 能ハスト云フナリ、
 〇ホルマエル（按）生、地、利、人、四、十、七、百、八、十、一、年
 ノ著書ニ一千八百十四年文化十ニ於テハ
 ノ一ヘル國ノ論ヲ舉ク、曰ク、スウエレ一子テ
 一トノ權ハ、決レテ專横ノ權ニアラス、英國王
 此權ヲ掌握スルノ理、絶ヘテ他各國ノ王ト異
 ナラス、英民自由ノ權利ヲ有スト雖、決レテ
 王權ヲ犯ス一ナク、却テ之ヲ翼ケテ、益堅固ナ
 ン、日ム、專横ノ權ニテ、子テ、ハ、以、テ、示、ス、ナ、リ、

蓋レ、誰カ取テ、英國王ヲ以テ、英國ノ如キハ、ナ
 然レ、有スルヲ握ラ、國ノ如キハ、臣民自由ノ
 權ヲ有スルヲ以テ、英國ノ如キハ、臣民自由ノ
 英民ヲ以テ、王權ヲ犯ス者トセシ、蓋シ、全ク、並
 エレ、行ハレテ、相戾
 ラサル者ナリ、
 スウエレ一子テ一トノ語ヲ翻シ、獨乙語ニ譯セ
 ント欲スルニ、穩當ノ語ヲ得ス、或ハオーベルゲ
 ワルト（按）上權ト云ヒ、又古時瑞士國ニテ、ヘ一フ
 ステ、ゲワルト、權ノ至高、或ハグレ、リーステ、ゲワルト
 權ノ最大ノ語ヲ用ヒタレ、此諸語ハ、皆國內臣民
 ニ對シテ稱スルニハ適當ナレ、外國ニ對シテ、

自國獨立ノ權ヲ著ハスニハ、概シテ適當セサル
 ナリ、○スターツホーハイト〔按〕未タ穩當ノ譯字
 尊ナル事ト云フカ如ク、高ノ語ヲ用フレハ内外ニ
 對シ、共ニ適當スヘシト雖、然レ此語ハ專ラ
 國家ノ尊貴顯榮ヲ示スニ適シテ、權威ヲ示スニ
 宜シカラス、去レ氏、此語ヲ以テスウエレー子テ
 一トニ代フルルハ、恐ラクハ十分不羈無限ノ全
 權ト解スルカ如キ謬誤、自ラ少ナカハヘシ、
 スウエレー子テ一ト即チスターツホーハイト
 トハ、國權ノ不羈ナルヲ〔按〕前文ニハ十分不羈ト
 云ヒ、茲ニハ單ニ不羈ト

注云、宜シク威力ノ充滿スルヲ、國家諸權柄ノ上
 ニ位スルヲ、及ヒ唯一ナルヲ云フ、故ニ左ニ舉
 ル所ハ、即チ真ニスウエレー子テ一トノ要件ナ
 リ、

〔第二〕國權ノ不羈ナルヲ、十分不羈ナルト云フ
 ニハアラス、決シテ外國ノ權柄、若クハ國內各部
 局ノ權柄等ニ、從屬セサルヲ云フナリ、但シ外ハ
 列國法、合同法、グレンデスノ為メニ、限制セラレ、内
 ハ政府諸部局、或ハ代國府ノ議論ノ為ニ、限制セ
 ラルハ、固ヨリ當然ナルヲニシテ、決シテ之ニ

由テ、ウエレト子テトノ義ヲ害スルナシ、
〔按〕茲ニ論ナラ所、即チ國權ノ

〔第二〕國家ノ尊嚴威力充滿スルヲ、昔時最モ高
等ノ法院ヲ稱シテ、ウエレト子、ゲリフツホフ

ト〔按〕ノ權アルレ法院ノ義ト云ヒシカク、素ト此法院
タル、實ニウエレト子テトノ權ヲ有スルニ

アラス、唯此權ノ一端ヲ有スルニ類似スルソミ、
然ルニ唯此一端アルヲ視テ、實ニ此權ヲ有セリ

トスルハ、甚タ誤レル者ニシテ、亦論スルニ足ラ
ス、若シ總テ最高等ノ職官ヲ以テ、各ウエレト

子テトノ權ヲ有スルトセハ、即チ國家ニ若干ノ
スウエレト子テトアリト云フヘシ、斯ノ如キ
者ハ、決シテ真ノスウエレト子テトニハ非ラ
サルナリ、

〔第三〕スウエレト子テトノ權ハ、固ヨリ國家最
上ノ權タルヘキヲ、是故ニ國家諸權柄中、一モ
スウエレト子テトノ權ニ軼シテ位スヘカラ
ス、中古佛國ノセンエール〔按〕封地ノ受ケノ如キ
ハ、佛王ニ屬シテ、獨立ノ權、尊嚴ノ威ヲ、褫ハレシ
以來、全クスウエレト子テト〔按〕前ニ出ツ、即チスウエレ
トノ權ヲ握ル

國法凡論

卷六上

六

政部省

者、タルノ位ヲ失フタリ、然ルニ獨乙ノク、
 ルスト〔按中古獨乙帝ヲ選立スル權ヲ有セシ侯伯ノ類又ワリルト云、譯シテ司〕
 選侯、ハ、第十四世期〔按一千三百〕以來、自國ノ政權
 ハ、全ク其手中ニアリシヲ以テ、實ニスウエレ
 子テ、トノ權ヲ有セシト云フヘシ、
 第四國家ハ、有機體〔按詳ニ註ス、論第ナルヲ以テ、ス〕
 ヲエレ、子テ、トノ權、唯一ナラサレハ、其安寧
 ヲ保ツ能ハサルヲ、若シスウエレ、子テ、ト
 ノ權、分裂スルキハ、國家必然痿痺崩解スルニ至
 ルナリ、故ニスウエレ、子テ、トノ權タル、恒ニ

唯一ナラサレハ、國家長ク健全ナルヲ能ハス、
 ①

イマン、ヘルム、ヒフテ〔按獨乙人、一千七百カ〕

政學論ノ附録ニ、政令ノ唯一ナルヲ、即スウエ

レ、子テ、トナリト説キシハ、過論ト云ベシ、

スウエレ、子テ、トニ於テ真ニ要トスル所

ハ、其威カト尊嚴ナリ、

〔附論〕ルウソウ〔按緒論第十ノ論ハ、佛國顛覆ノ〕

際ニ於テ、盛ニ採用セラレ、實際ニ施サレタリ、

其論ニ據レハ、スウエレ、子テ、トノ權ハ、天

下一般ノ意思〔按即億兆意思、即チ是ナリトス、〕

是即スブレマポテスタス權即至高ヲ棄テ、
 之ニ代フルニスブレマ、ホルンダス按至高ノ
 義ヲ以テセル者ニシテ、甚タ誤レリト云フハ
 シ、按意思トソウハ天下一般ノ意思ヲ以テ、至高
 ニ此ノ如ク其著書億兆合約論アコントト云フ、按億兆
 各其意思ヲ吐露シ、以テ合約シテ、ニ權力ハ奪
 フ可シト雖、氏意思ハ敢テ奪フ可ラサル者ナ
 レハ、天下一般ノ意思ナルヌウエレ子テ
 トノ權ハ、終始億兆自ラ掌握スヘク、決シテ他
 ニ授與ス可ラサル旨ヲ説ケリ、去氏此論全ク

古今萬國ノ事蹟ニ反スル者ナレハ、敢テ採用
 スヘカラス、○此論ニ從ヘハ、億兆ノ共ニ欲ス
 ル所ハ法トナリ、共ニ欲セサル所ハ、法トナラ
 サル者ニシテ、唯一般意思ノ嚮フ所ヲ以テ、總
 テ法ノ根源トシテ、決シテ此意思ノ善惡可否
 ヲ論スルコトナク、又之ヲ限制スルコトナシ、豈誤
 ルノ甚タシキニ非ラスヤ、ルウソウ始テ此論
 ヲ唱ヘシヨリ、漸ク之ヲ信スル者多クシテ、益
 補益シ、遂ニ大ニ世ヲ惑ハスニ至レリ、元來意
 思ナル者ハ、精神才智ノ發顯セシ者ナリ、故ニ

決レテスウエレトノ如ク、國家ノ法
 制ニハアラス、意思ハ只能ク法ニ活潑ノ氣勢
 ヲ與ヘ、且ツ能ク法ヲ革正スル者ナリ、去レテ意
 思直ニ法トナルニハアラス、是故ニ先ツスウ
 エレト子テトノ權アリテ、然後ニスウエレ
 ン〔按前ニ出ツ、即スウエレトノ權ヲ握ル者ヲ云、子ノ意思アル
 ナリ、決レテ先ツスウエレトノ意思アリテ、然
 後ニスウエレト子テトノ權アルニハアラ
 サルナリ、

〔同上第二〕スウエレト子テトノ權ハ、國家及

法制ノ淵源ナルヲ以テ、其主者ナルスウエレ
 ンハ、國家ノ上ニ位スル者ナリト云フ論ア
 レド、甚タ理ニ戻レリ、夫レ國家アリテ而メ後
 其權アリ、決シテ權先ツ立テ、然後ニ國家アル
 ニハアラス、故ニスウエレト子テトノ權ハ、
 國法ヨリ出ル權ナリ、決シテ國法ノ上ニ位ス
 ヘキ權ニアラス、

第二款

スターツスウエレト子テトノ權ハ、
 ルカス、スウエレト子テトノ權ハ、
 家〔按國

ル所ノト云フ義、及ヒレゲシテ
 子テト云フ義、
 元首握ル
 所ノト云フ義、
 子テト云フ義、

茲ニ一問アリ、曰ク、誰カスウエレ子テトノ
 權ヲ握ルヤト然ルニ此事ニ就テ、諸學者ノ所見
 各異ルカ故ニ、其答ル所亦未タ嘗テ一定スルヲ
 見ス、故ニ講論研究ニ由テ、偏見臆説ノ宿習ヲ去
 リ、遂ニ真理ヲ悟リテ、確答ヲナスヲ要ス、
 第一ルウソウノ説、及ヒ佛國顛覆以來、漸ク蔓衍
 セシ論ヲ信スル徒ハ、之ニ答ヘテ曰ク、ホルク
 下

詳ナニ於テナル者スウエレ子テトノ權ヲ握
 レト、即通常謂フ所ノホルクス、スウエレ子テ
 一ト則チ是ナリ、
 但シ此ノ如ク答ル徒ニ向テ猶一問アリ、曰ク、所
 謂ホルクトハ、何者ヲ指スヤト、然ルニ此ノ如キ
 徒中ニ仍ニ二論アリ、其一論ハ、譬ヘハ數千萬ノ原
 素ノ散亂スルカ如ク、制度モナク、亦序次モナク
 徒ニ渙散セル民ヲ指目シテ、ホルクト為シ、而シ
 テ此ホルクヲ以テ、國家ノ大權ヲ掌握スル者ト
 為ス、是即實ニ國家ヲ根底ヨリ傾覆スルノ暴論

ト云クヘキ若シ此暴論實際ニ行ハルレハ、國家
 決シテ存在スル能ハス、國家果シテ存在スル能
 ハナレハ、之ヨリ生スル所ノスウエレトテ
 トノ權、豈能ク獨リ存在スルヲ得シヤ、其誤レル
 論ヲ俟タヌヲ明ナリ、○是故ニ此ノ如キ暴論ハ、
 如何ナル政體ニ於テモ、決シテ適合セサルナリ、
 然ルニ尚此ノ如キ暴論家ハ、之ヲ以テ民人專權
 政體アブソルルテ、デモクラチ、國接家ヲ以テ
全クホルクニテ、專ラニスヘキ者トナシ、ホル
ク、以テ、本旨トスル限制セサル政體ナリ、ヲ立テシト欲スレ氏
 此ノ如キ暴論ニハ、此政體スラ尚合セサルナリ、

何者、縱令、民人專權政體ノ國タリト雖、徒ニ數
 千萬ノ原素ノ散亂セルカ、如ク、制度序次ナキ衆
 庶民人ノ、其國權ヲ執ルニハアラス、必ス制度序
 次ノ具備セル國會ホルンクダスアリテ、國權ヲ施
 行スレハナリ、
 又一論ハ、同等ノ權利ヲ以テ相結ビ、其共欲スル
 所ヲ施行スル國ノ民人ヲ指目シテ、ホルクト
 為シ、而シテ此ホルクヲ以テ、國權ヲ握ル者トナス、
 是即チ、民人國權ヲ執ル所ノ民人政體デモクラチ、接說
 下文ニノ論ナリ、故ニ此論ハ、唯民人政體ニ於テ
 見ニ

ノミ取ルヘレ、既ニ代國府ヲ設置セシ、民人政體
ラレテ、我立憲民主政體ヲ云、ニ於テハ、國ノ民
人相合シ、直ニ國權ヲ施行スルニ非ス、必此民人
ニ代ハルヘキ代國府アリテ、之ヲ施行スルカ故
ニ、殆ト此ノ如キ論ニハ合セサルナリ、此類ノ論
說ハ、總テ國家ノ元首ヲモ、賤民ト同等ノ如ク視
做シ、且ツ少數ノ治者我政府ヲ以テ、多數ノ被治
者我民、國ニ從屬スルカ如ク視做ス者ニシテ、譬
ヘハ、首ヲ以テ足トナシ、足ヲ以テ首トナスカ如
クナレハ、決シテ他ノ諸政體ニ合セサル、固ヨリ

論ナレ、

是故ニ、第一論ハ、以テ政府ヲ傾倒シテ、遂ニ民人
ヲ統御スル者有ラサラシムルニ足リ、第二論ハ、天
下ノ民人ヲ合シテ、之ヲ以テ國權ヲ握ル者ト為
シ、以テ權ニ其欲スル所ヲ為サシムルニ足ルト
云フヘレ、但、儘又此二論相合シテ、殆ト分レサル
トアリ、而ノ總テ此ノ如キ論說ヲ唱フル徒ハ、常
ニ此論ヲ徧用シテ、大ニ可ナル所以ヲ主張スト
雖、此論ト合スヘキ者ハ、僅ニ萬民直預政體ニ
預ル政體ナリ、上ニモ民人政體ト我萬民直ニ國政ニ

リ、ノミニシテ、其他ノ諸政體ニハ、決シテ適合セ
 ス、故ニ此論ハ全ク諸政體ヲ壊破シテ、遂ニ萬民
 直預政體ヲ起ス所ノ者ニシテ、國家ノ為ニ大害
 アリ、
 又一派全ク之ト相反セル論ヲ主張スル徒、現存
 ノ政府及ヒ其法制ヲ惡シ、之ヲ傾覆センコトヲ企
 ルニ方リ、此ノ如キ論說ヲ假リテ、其志ヲ遂ケン
 ト欲スルコトアリ、○又佛國顛覆ノ時ニ方リ、此
 ノ如キ論說最モ恐怖スヘキ兵器ノ如ク、大ニ壊
 破ノ効ヲ奏シタリ、既ニ一千七百九十二年寛政
 四年

第四月二十日ニ於テ、佛國ナチオナール、ベルサ

ムルンガ〔按〕佛國顛覆ノ際、一千七百八十九年、ホ

立會ノ義ナリ、此議會ニ類アリ、即八十九年ニ

年ニ立テオナール、ハルサムル者、グト云ヒ、九十一

ルサムルンガト云、ハ戦旨ノ地地利ニ宣ヘシ時、

按佛國顛覆ノ起ス方リテ、地地利ノ國帝之ヲ開

遮セシトシテ、故ニ佛國ノ議會遠之ト兵端ヲ開

意ヲ宣ハタリ、其ルウソクノ論ヲ取テ之ヲ公布

シタリ、其言ニ云、佛國スウエレ、ト子トトノ權

ハ、獨リ佛國ホルクノ手中ニ在リ、此故ニホルク

ノ意思ハ、最モ尊キ者ニシテ、之ヲ施行スルノ權

ハ、敢テ他ニ授托スヘキニアラス、獨リ後生億兆ノ權利ノ能ク之ヲ限制スルヲ得可キ、億兆ノ未
 意ヲ變更スル得可キ、能ク從來ノ法政府縱令憲法、慣
 用法、條約、或ハ布令等ヲ用ルル氏、決シテ億兆ヲ
 服從セシムルヲ能ハス、獨リナチオンニ同ル
 ノ、自ラ能ク憲法ヲ制定シ、或ハ之ヲ革正スル
 特權アリ、他人敢テ之ヲ專ラニスル能ハス、ト、大
 意謂ラク、中ニ止マル者ナリ、故ニ法制ヲ立テ、或ハ
 之ヲ改ムル等ノ事、獨リ握ル能ハス、ト、茲ニ他人
 ト云ハフ、數人ノ億兆中ノ一人、○ナチオンニルヘ
 若クハ、數人ノ億兆中ノ一人、○ナチオンニルヘ

サムルシグニ代リ、ナチオンニル、コンヘント、
 千七百九十一年立ツニ至リ、更ニ此論ヲ擴張シ
 テ、終ニ王位ヲ傾倒シタリ、按此議會遂ニ國君路
 易第十六年ヲ死ニ刑ニ處
 ○傳教總裁 按西班
 牙
 百六十二年ニ生レ、五、傳教士ベラルル
 八、一千五百四十二年ニ生レ、及マリアナ 按西班
 牙
 十六百二十三、三、六年ニ生レ、等ノ如キ諸人ハ、神教
 ノ威力ヲ以テ、國事ヲ制御セシメ、欲シ、教皇
 ノ威力ヲ以テ、國事ヲ制御セシメ、欲シ、教皇
 ノ威力ヲ以テ、國事ヲ制御セシメ、欲シ、教皇

子國君ノホルクヨリ威權ヲ授カリシ者ト、同
 日ノ論ニアラサル旨ヲ以テ、教皇ヲレテ恣ニ
 國君ヲ制御セシメントテ謀レリ、蓋シ其意通
 常ホルクス、スウエレト子テトテ唱フル徒
 ノ論ト、全ク相反スト雖、教皇ノ威權ヲ擴張
 セシカ為ニ、姑ク此論ヲ假リタルナリ、○但レ
 輓近ニ至リ、ルウソウノ論最モ盛ニシテ、人心
 ヲ煽動スルモ更ニ甚シカリキ、ルウソウノ論
 ニ據レハ、各民相合シテホルクトナリ、以テス
 ウエレト子テトノ權ヲ掌握ス、故ニ各民相

合レテ共ニスウエレト我注上見ニ、トナリ又分
 レテスウエレトノ臣民トナル、元來スウエ
 レト子テトノ權ナル者ハ、即一般ノ意思ニ
 シテ、一般ノ意思ハ、決シテ他ニ授托スヘキ者
 ニ非サルカ故ニ、ホルク多數ノ意思相合スレ
 ハ、政府ト雖、氏遂ニ之ニ恭順セシメ、或ハ政府
 ヲ傾倒シ、又ハ國憲ヲ變更スル等、皆其欲スル
 處ニ任シ、ホルクハ敢テ法ノ為メニ、束縛限制
 セラル、者ニアラス、ホルクノ欲スル所ハ即
 法トナリ、其欲セサル所ハ即不法トナリト、是

即ルウソウノ論ノ大略ナリ、故ニ此論ニ據ルハ、
 天下ノ各民ハ、悉ク國權ニ預ルヘキ者ニシテ、
 彼ノナチオナール、ヘルサムルシグ（按）全國家
 所ノ義ヲ置テ、ホルクノ代議者ト為スカ如キ
 モ、全ク用フ可ラサルナリ、去ル若、此論ヲ以テ、
 實際ニ施サントスレハ、國家ノ法制秩序モ、決
 シテ保存スル能ハス、加之此ノ如キ自由ノ權
 利、決シテ永續スル能ハサル事、論ヲ俟スシテ
 明カナリ、
 一千八百四十八年嘉永二年二月、佛人復、顛覆ヲ起

シ、吧里斯ノ府廳ニ於テ同上ノ論ヲ公告シ、
 又實際ニ施シ、遂ニ立憲君主政體ヲ廢シ、民主
 政體トナシ、一旦假政府ヲ置テ、之ニ全權ヲ委託
 シタリキ、（按）一千八百四十八年二月、佛人顛覆
 テ、第一主政體ヲ立テタリ、之此時ヲマルチシ、
 百九十年ニシテ、外務此顛覆ノ時ニ、假政府主長ノ公
 布書ニ云、佛國ノ民、丁年ニ至レル者ハ、皆スター
 ッ、ビニルゲル（按）本義ハ、國家ノ臣民ト云フナレ
 ヲ、ビニルゲル（按）國民ヲ悉クスター、ビニルゲルナレ
 必ラスニ定法アリテ、各國相同シカラス、但シルハ
 少年、刑人、及ヒ貧救ニシテ、國家ノ教育ヲ受ル者
 等ハ、各國共ニ之ヲスター、ビニルゲルノ救育ト稱スル者

一ナリ、卷之二第二十一ナリスターツ、ビユルゲル
 疑ニ詳ナリ、恭看スヘシ、ナリスターツ、ビユルゲル
 タル者ハ、皆選擇者ヲ〔按〕立法府ノ議者、負タリ、選擇者
 タル者ハ、皆スウエレレントアリ、是ヲ以テ各民ノ
 權利ハ皆同クシテ、且ツ毫モ限制スル所ナシ、故
 ニ各民互ニ「汝カ權ハ吾カ權ヨリ強大ナリ」ト云
 フトヲ得ス、各民皆自己ノ威カヲ知リテ之ヲ施
 行シ、且ツ自修シ權利ヲ守リ、敢テ自ラ輕スル
 勿レト、
 第三以上論スル所、ホルクス、スウエレレント子テ
 トノ説ハ、素國權ヲ確定セント欲シテ、却テ國家

破壊スルニ至リ、或ハ萬國ノ政體ヲ變シテ悉
 ク民主國ト為ントスル者ナリ、故ニ佛國二三ノ
 スターツマン〔按〕預經世ニ巧ナル徒、或ハ現ニ政柄
 通レテ以テ令原語ヲ譯字ヲ得ハ此論ノ甚、國家ニ
 害アルヲ以テ之ヲ排斥シ、而ノ良知或ハ正理ヲ
 以テスウエレレントノ權ノ由テ出ル所ト
 為シ、以テホルクス、スウエレレントノ權ヲ
 主張セシ徒ノ過誤ヲ規サントシテ、大ニ刻苦セ
 リ、其志ハ實ニ嘉ニスヘシト雖モ、曾テ其功ヲ遂
 クルヲ能ハサリキ、○權ナル者ハ、素ト人ニ關

属スル者ナリ故ニ國權モ亦實ニスタートリヘ
 ベルセシリフカイト〔按〕國家人ト云フカ如キ義
 一故ニ國家ト為テニ關属ス唯國家此權ヲ施行
 スルニ方リテハ必良知及正理ニ則ラサルヲ得
 ス然ルニ論者全ク此理ヲ知ラスレテ國權ヲ以
 テ良知及正理ヨリ出ル者ト為セシハ大ニ誤ル
 ト云フヘシ此論ハ彼ホルクススウエレ一子テ
 一トノ權ヲ主張スル徒人萬國ヲ以テ民人專權
 政體ト為サント欲スル説ト其意ハ全ク相表裏
 スレテ大ニ誤ル所以ハ皆同一ナレハ共ニ取ル

可ラサルニ歸ス蓋シ權素人ニ關属スレバ唯之
 ヲ施行スルニ方リテハ必良知正理ニ則ルヲ要
 スト云フノ論最モ確實ニシテ上ノ二論ニ優ル
 一甚大ナリ

○ロエールコラルド〔按〕佛人一千七百六十五年
 死一千八百二十年文政三年三月廿七日ノ演
 述〔按〕議院ニ於テ其論ヲニ云「民ノ相合セル者
 ニハ必二個ノ原質アリ即體ト神ト是ナリ而
 ノ體トハ各民ノ身及其氣力并ニ其意思ヲ云
 各民ノ身及其氣力意思ヲ以テ體ト為ス一殆
 解スヘカラス且ソ之ヲ體ト為スキハ國法ニ

於ス各民ヲ主トスル者ニシテ其誤リ亦以テ
 彼ノルウクソウノ論ニ異ラサルニ非ラヌヤ、按
 即著者演述ヲ難又神トハ、當理ノ事ヨリ生ス
 ル所ノ法ナリ、○專ラ體ヲ以テ主トスルキハ、
 スウエレ一子テ一トノ權ハ、即各人相合スル
 者ノ多數ト、及其意思多數ノ專ラニスル所ニ
 シテ、即ホルクス、スウエレ一子テ一ト是レナ
 リ、但多數ノ意思ナル者、此暴權按ウエルクス、ス
 一ヲ以テ一人若ハ數負ニ委託スル歟、或ハ一
 人若ハ數人、多數ノ意思ニ背テ、此暴權ヲ奪フ
 キハ、持ニ此暴權ノ質ヲ變セサルモ、自ラ和柔

トノ權トナル可シ、然リト雖、未全ク粗魯ノ權
 タルヲ免ル、一能ハス、故ニ遂ニ無限權、及セ
 特權ノ根本トナルヘシ、按演述者、專ラ體ヲ以
 テ主トスル誤ヲ以
 擧ル、○然ルニ專ラ神ヲ以テ主トシ、法ヲ貴フ
 ホハ、スウエレ一子テ一トノ權ヲ掌握スル者
 ハ、即正理ナリ、何者、法ナル者ハ、必理ニ出テサ
 ル可ラサルヲ以テナリ、○自由ヲ貴フ國憲ハ、
 必粗魯ノ權ヲ去リ、正理ヲ以テ權ト為スヲ本
 旨ト為スト、按以上即演
 述ノ文ナリ、

第三又一派別ニホルクス、スウエレ一子テ一ト

ヲ唱フル者アリ、此派ニテホルクト稱スル者ハ、
 第一條ニ云フ所ノ數千萬ノ原素ノ散亂セルカ
 如ク、制度序次ナク、渙散セル民ヲ指テ云フニア
 ラス、必ヤ相ヒ合同シテ、風俗言語嗜欲ヲ共ニシ、
 且ツ其中自ラ尊卑、貧富、大小等ノ差等アツテ、相
 合セル一團人衆ヲ云フ、是即ナチオン（註）ナチオン
 之ニ見ユ、ナリ、而シテ此ナチオンヲ以テ、即國家ノ
 法制ヲ變革スル權ヲ掌握スル者ト為ス、但、此ナ
 チオンナル者ハ、法制序次ヲ得ルニ宜シト雖、
 未タ全ク法制序次ノ整ヒタル者ニハアラサル

ナリ、
 是故ニナチオンナル者ハ、其法制序次、全ク整フ
 ルハ、則始テ國家トナルナリ、（卷之二第二款ヲ參
 看スヘシ）故ニナチオンナル者、全クスターツ、ホ
 ーハイトノ權（註）スターツ、エト、同（註）子ヲ生スヘキ根本
 ニアラストハ云フ可ラスト雖、ナチオン決シ
 テ直ニ此權ヲ生スル者ニアラス、ナチオン先國
 家ヲ成シ、國家成テ然後ニスターツ、ホーハイト
 ノ權始テ生ス、故ニナチオンハ、スターツ、ホーハ
 イトノ根本ニ似タレ、直ニ之ヲ以テ真ノ根本

ト為スハ不可ナリ、
 此派ニ於テ論スル所ノホルクス、スウエレ子
 テートノ權ハ獨乙ニテ穩當ノ語ヲ以テ譯スレ
 ハ、ナチオナル、スウエレ子テートノ權ト云
 フヘレ去レ上論ノ如ク未タ國家トナラサル
 ナチオンノ權ナルヲ以テ、決シテ國權ト稱スル
 ニハ足ラサルナリ、
 〔第四〕以上諸派ノ論說皆非ナリ、實ニホルクト稱
 スル者ハ、即國家ト云フニ同ウレテ、之ヲ譬
 フレハ猶人身ニ頭首四肢ノ序次アルカ如ク、必

序次法制ノ具備シテ相合スル所ノ人衆ヲ指言
 スルナリ、而メホルクノ頭首四肢ナル者ハ、實ニ
 スタート、ベルゼンリ、フカイト〔按〕本款〔第三〕ニ於
 テ最モ緊要ナル者ナリ、
 國家ハ一大人身ナルヲ以テ、必不羈ナラサル可
 ラス、十分ノ威カヲ備ヘサル可ラス、至高ノ位ヲ
 占メサル可ラス、及、唯一ナラサル可ラス、之ヲ要
 スルニ、國家ハ必スウエレ子、テートノ權ヲ握
 ラサル可ラサルナリ、是ニ由テ之ヲ觀レハ、一大
 人身ナル國家ハ、即スウエレ子〔按〕スウエレ子
 テートノ權

フラ掌握ナリ、故ニ此スウエレノ子テイトヲ稱シ
 スル者、テスターツ、スウエレノ子テイト、ト云フ、
 是故ニスウエレノ子テイトノ權ハ、國家未タ立
 サル時先タツテ生スル者ニアラス、又國家ノ外
 ニ在ル者ニアラス、尚且國家ノ上ニ在ル者ニア
 ラス、實ニ是レ國家ノ權力及尊嚴ナル者、即是レ
 スウエレノ子テイトナリ、故ニ此權ハ、全國家ノ
 權ト云フ可シ、全國家ノ權ハ、其各部ノ權ヨリ更
 ニ強大ナルヲ以テ、全國家ノスウエレノ子テ
 イトハ、其一部ノスウエレノ子テイト
〔按蓋シ下條
第五ニ論ス〕

エル所ノ子テイト、ト云フ、上ニ位スルノ固ヨリ論
 ナキノミ、上ニ論スルカ如ク、ホルクト稱スル者ハ、決シテ
 渙散セル人衆ヲ云フニアラス、必、制度序次ハ其
 間ニ整然タル者アリテ、相統合セル人衆ナレハ、
 其中必頭長アリテ、最高ノ地位ヲ占メ、最大ノ職
 務ヲ執リ、其他ノ部分ニ於テモ、亦各相應スル所
 ノ地位職務アリ、故ニ此意ヲ以テホルクス、スウ
 エレノ子テイトヲ説ケハ、實ニ此語ノ本義ニ協
 フト云フハシ、然ルニホルクス、スウエレノ子テ

トトヲ説ク所ノ徒、從來此本義ヲ失フカ故ニ、今
 此語ヲ用フルルハ、學者ヲシテ大ニ迷ハシムル
 ノ恐アリ、故ニ此語ヲ捨テ、之ニ代フルニスタ
 ツ、スウエレト子テトノ語ヲ以テス、佛國ノ國
 法學者ハ、スウエレト子テト、デナレオンノ語ヲ
 用フルト雖、獨乙ニテハ此語甚タ穩當ナラス、
 佛ニテハ此語獨乙ノスタリツ、スウエレト子テ
 トト全ク同義ナリ、
 ① スウエレト子テト、佛人、一千七百四十八
 年嘉永或人ニ與ル書ニ云、スウエレト子テト

トノ權ハホルクノ掌握スル所ナリト云フノ
 論甚可ナリ、去ル其ホルクト云フ語ヲ用フル
 意ノ差ニ從テ、取捨セザル可ラズ、若國憲法制
 ヲ以テ相合セル人衆ヲ指シテ、ホルクト綜稱
 シ、而ノ君民（接即國憲法制ヲ以テ）相合セル人衆ナリ、共ニスウエ
 レト子テトヲ同握スル者トスレハ、實ニ善
 美ト稱スヘシ、去レル若シ此ノ如ク相合セル
 人衆ノ中ニ於テ、只其一部ヲ拔キ、或ハ君主
 ノミヲ以テホルクトナシ、彼余即國家ナリト
 云ヒシハ此意ナリ、（接路易第十）或ハ君主ヲ除

キ、單ニ巴力門ノミヲ以テホルクトナシ、又ハ
 制度序次ナク、渙散セル人衆ヲ舉テ、ホルクト
 總稱スルカ如キハ、俱ニ甚誤レル者ニシテ、遂
 ニ國家ヲ害スルノ論ナリ、敢テ採用スベカラ
 スト、○レスモンデ（瑞）生レ、八百四十二年ニ
 死ノ著書中、スウエレ（子）テ（一）、（一）、ペー
 ナル語ト、スウエレ（子）テ（一）、（一）、ラ、ナレオン
 ナル語ノ相異ナル所以ヲ明カニシ、甲ヲ捨テ、
 乙ヲ取ルベキヲ論シタリ、（按）此論亦（同）シ、
 スターツ、スウエレ（子）テ（一）ノ權ハ、能ク國家

ノ内外ニ發耀ス、即チ外ハ諸外國ニ對シテ、獨立不
 羈ノ權トナリ、且、神教ニ對シテ、現世國ノ權トナ
 リ、内ハ即チ臣民ニ對シテ全國家ノ制法權トナ
 リ、以テ對耀スルナリ、
 是故ニ英國人ハ、巴力門ヲ以テスウエレ（子）テ
 一トノ權ヲ掌握スル者ト為ス、何者、巴力門ナル
 者ハ、即全國家ニ代ル者ニシテ、國君其首座ヲ占
 ムルヲ以テナリ、○但、此ノ如キ事、決シテ英國
 ニ止ルニアラス、其他方今代國府（按）立法ヲ設置
 セル國ニ於テモ、亦獨リ君主ヲ以テ全ク國家ノ

上ニ位スル者トセス、必亦國家中ノ一人トシテ、
 唯其首領タル者ト為スノミ、此故ニ君主一人決
 シテスウエレト子テトノ權ヲ施行スルヲ能
 ハス、亦必全國家ニ代ハル所ノ代國府ト共ニシ
 テ、甫メテ能ク之ヲ施行スルヲ得ルナリ、○パト
 リモニアールレル、スタート〔按國家ヲ以テ君主ノ
 私有ト為ス國、君主ノ
 制度ヲ貴テ、國家ヲ以テ君主ノ私有ト為シ、且ツ
 スウエレト子テトノ權ヲ以テ、獨一君主ノ手
 中ニ在リトスル學派、及ヒアブソルチスチセル
 スタート〔按君權無
 限ノ國、無ノ制度ヲ貴テ、獨一君主ヲ以

テ國家ト為シ、以テスターツ、スウエレト子テ
 トヲ捨テ、ヒルステ、スウエレト子テト〔按君
 主國
 權ヲ握テ取ル所ノ學派ニ於テハ、君主ノ威權ナ
 ル者ハ、元全國家ノ權カヲ集合統一セル者ナル
 ヲ知ラス、故ニ繼令、君主及ヒ王室斷滅スト雖、
 國家ハ獨依然トシテ變動セサル理ニ於テモ亦
 知リ得サルナリ、○
 ① 英國王顯理第八世〔按一
 千五百零九年ニ巴
 力門會議ノ時ニ於テ、議員ニ
 演述セシ旨趣アリ、其言ニ云、余法官ノ説ク所ヲ聽クニ、吾カバカ

國法論 卷六上 三六

門タルヤ、吾王位ヲ以テ頭首ト為シ、汝群臣ヲ以テ四肢ト為シテ、全然相離レサル者ナリ、故ニ縱令微賤ナル一議員ニ係レル利害得失ト雖、敢テ之ヲ小事トセス、必吾身及闔院ニ係ル所ノ利害得失ト為スヘシ、吾王位ノ實ニ尊貴ナルハ、唯闔院會集スル時ニ在ルノミト云ヘリト、
○考ペル 百零七年ニ生ルハ、其著書中ニ、此ノ如キスターイツ、スウエレ一子テ一トハ、獨乙國ニ適セサル旨ヲ論セシノミニ非ス、總テ君主

國ニ於テハ、唯ヒュルステン、スウエレ一子テ一トヲ以テ當然ノト為シ、民主國ニテハ、唯ホルクス、スウエレ一子テ一トヲ以テ當然ノト為シテ、其旨ヲ論セシトハ、雖、古時羅馬ノ民主政體ナリシ時、及帝國トナリシ後モ、共ニマエスタス、ポプリ、ロマン〔按〕羅馬國民、スウエレ一子テ一トノ權ヲ掌握ノ制度ヲ立テ、而シテ羅馬國民ノ意思ヲ以テ國法ト定メ為シ、且民主政體ノ時ニ於テハ、政柄ヲ以テコンスルニ委任シ、又最高ノ政務及賦稅ノ事務ヲ以テ、悉ク之ヲセナリトニ

國法論 卷六上 三六

國法凡論 卷六 上 主 部 首

委任シタリ、是亦スウエレ子テイトノ一分
ト云ハサル可ラス、又方今英國ニテ、巴カ門ノ
スウエレ子テイト（即全國家ノスウエレ子テ
子テイトチリ、ヲ以テ國君ノスウエレ子テ
イトト全ク相併合スルカ如キハ、全クツエツ
ルノ論ト相表裡スト謂フヘシ、獨乙國トイハ
氏他ノ列國ニ對シテハ其スウエレ子テ
トハ、全ク全國家ノ權タルヲ、論ヲ俟タスレテ明
亮ナリ、○他ノ列國ニ對シテ、スウエレ子テ
イトノ權ヲ掌握シ得ル國家タル者ニシテ、國

家内ノ各民、及國家ノ君主ニ對シテ、スウエレ
子テイトノ權ヲ掌握スル能ハサルノ理、決
シテ有ル可ラス、獨乙國ニテモ他ノ各國ノ如
ク、其憲法ハ即國家ノ憲法ニシテ、決シテ君主
ノ憲法ニアラス、其負債ハ即國家ノ負債ニシ
テ、君主ノ負債ト全ク相異リ、故ニ獨乙國ニ於
テ、君主國家ヲ私有セシ、古昔ノ陋習未タ全ク
滅セシニハアラサレ氏、其國法タル、方今文明
世界一般ノ公理ニ背キ、獨リホルクヲ以テ、君
主ノ僕妾ト為シ、國家ノ威權ヲ以テ、君主ノ威

國法凡論 卷六 上 主 部 首

權ニ吞併セラル、者ノ如クスルノ理ハ、絶ヘ
テアラサルナリ、○ツギペル斯クヒルステニス
ウエレト子テトノ權ヲ主張スレ氏、國權ヲ
以テ無限ノ全權トセサルハ、甚タ善スヘシ、去
氏獨乙各國及ヒ羅馬人種ノ各國、〔按歐洲南西
班牙、佛蘭西等ヲ云フ、事蹟ヲ見ルニ、共ニ
輓近ニ至リ、君主威權ヲ擅ニシテ、大ニホルク
ノ權利ヲ枉害セシハ、蓋シ專ラヒルステニス
ウエレト子テトヲ主張スル徒ノ論ニ依據
セシナリ、

〔第五〕但シ既ニ論スル所ノ全國家掌握スルスウ
エレト子テトノ外、尚又國內ニ於テ別ニ國家
頭首ノスウエレト子テトト稱スル者アリ、之
ヲ稱シテレゲンテン、スウエレト子テトト云
フ、但、君主國ニ於テハ、此權最モ著顯ナルヲ以テ、
又之ヲヒルスステニス、スウエレト子テトト〔按前條
ヒルスステニス、スウエレト子テトト稱ス、○國
語同ウシテ、其義ハ即チ相異ナリ、
家ノ元首タル者ハ、其各部局及其各民ニ對シテ、
最大ノ威權ヲ執リ、至高ノ地位ヲ占ム、故ニ英ノ
國法ニテハ、國君ヲスウエレト前ニト稱シ、且、

其他ノ君主國ニ於テモ、亦君主ニ此スウエレ
子テトノ權ヲ歸ス、

前章ニ論スル所ノスターツ、スウエレ子テ
トト、此章ニ云フ所ノヒュルステン、スウエレ子
テトトトハ、實際上ニ於テ、決シテ相矛盾スル者
ニアラス、故ニスウエレ子テトニ此二類
リト雖モ、是ニ由テ此權相分レ、ホルクト君主ト
各其一半ヲ掌握シテ、相抗拒スルノ憂ト決シテ
アルトナク、且、二權各唯一ニシテ又盛大ナリ、去
レ之ヲ分テハ、則判然二類トナル、一ハ即全國家

ノ有スル權ニシテ、君主ハ唯其首座ニ位スル
ニナルカ故ニ、敢テ君主ノ專ラニスル所ニアラス、
二ハ即君主自己ノ有スル權ニシテ、敢テ他人ノ
關スル所ニアラス、此第一權ハ、全國家ノ有スル
者ナルヲ以テ、君主獨リ掌握スル所ノ第二權ノ
上ニ位スルト、固ヨリ論ヲ俟タス、國家ノ憲法ヲ
制定スルハ、獨リ國家全體ノ權力ニ在ルノ去
レ君主タル者、此憲法ノ区域内ニ於テ、自己手中
ニ在ル所ノ大權ヲ施行スルニ於テハ、決シテ他
人ニ限制セラル、トナシ、○是故ニスターツス

子テートハ專ラ憲法制立ノ權ト云フ
 政令ノ權ト云フ可シ、第一權休止スレハ、則第二
 權行動ス、故ニ此二權ハ、實際上ニ於テ、容易ニ相
 拒拒スル者ニアラス、又理ニ於テハ、決シテ相抗
 拒セサル者ナリ、蓋此二權若シ相抗拒スレハ、君
 主ノ一身ニシテ相抗拒スルナリ、何者、第一權ハ、
 君主國家ノ各部局ト共ニ之ヲ掌握シ、又第二權
 ハ、君主獨リ之ヲ掌握シテ、二權共ニ君主ノ預ル
 所ナレハナリ、

故ニデモカラチトセ、ホルクス、スウエレト子テ
 義ニ萬民政治ノ、スウエレト子テ、ト云フ
 一ト、ナリ、トヒルステン、スウエレト子テトナ
 ルニ權ハ、彼此相抗拒シテ、俱存共立ス可ラスト
 雖、スウエレト子テトヒルステ
 ン、スウエレト子テトノ二權ハ、人身ノ全體ト
 頭首トノ如ク、相合同シテ、決シテ分隔スルコトナ
 シ、
 [附論] 又ホルクス、スウエレト子テトヲ唱フ
 ル一別派アリ、但此派ニテハ、其立論ホルクノ

多數、國家ノ大權ヲ掌握スルト云フニアラス、
 政體制度ハ、素^トホルクノ為ニ建設スル者ナル
 ヲ以テ、必ホルク多數ノ安寧ニ害アル政體制
 度アル可ラストノ意ヲ以テ、ホルクス、スウエ
 レ^ト子テ^トトヲ説クナリ、此論ハ決シテ不可
 ト云フ可キニ非ラス、去^レ氏此意ヲ以テホルク
 ス、スウエレ^ト子テ^トト稱スルハ甚タ誤レ
 リ、○又國權悉クホルク多數ノ意思ニ出ルヲ
 以テ至當トナシ、此理ニ據テ、ホルクス、スウエ
 レ^ト子テ^トトヲ唱フル學派アリ、此學派ニ
テハホルク

自ラ^トスウエレ^ト子テ^トトノ權ヲ掌握スルヲ
 至當トスルニアラス、唯此權素^トホルク多數
 ノ意思ニ出ルヲ實ニ萬民政治國ノ國憲ノミ
 ナラス、或ハ亦君主政治國ノ國憲トイヘ^レ、亦
 以テホルク多數ノ意思ニ出ル所ト為セル者
 アルハ、此學派ノ論ノ如シ、譬ヘハ羅馬帝國、及
 佛蘭西帝國ノ國憲ノ如キモ、羅國佛國ノ國法
 學ニ據テ之ヲ考レハ、其ホルク多數ノ意思ニ
 出ルトス、又瑞士各邦ノ邦憲ニ於テモ、ホルク
 ナル者、即スウエレ^ト子テ^トトハ記サ、レ^レ氏
 スウエレ^ト子テ^トトノ權ハホルクニ出テ、

ゴロロセルラート（按）立法之ヲ施行スト記載
 ス、譬ヘハ一千八百三十一年（天保二年）ニ於テ議定
 セル（按）瑞士合ノ邦憲第一條ニ記ス所
 モ亦此ノ如シ、去氏此ノ如キ論ニ至テハ、決シ
 テ世界萬國ニ通スル者ニアラス、且、スウエレ
 ー子テートノ理ハ、永世不變ノ者ナルニ、僅カ
 ニ此ノ如キ事蹟ニ據テ、此權ノ理ヲ論スルハ
 甚不可ナリ、○又一種強暴ナル人衆恣ニ政府
 ヲ傾倒シ、且、國憲ヲ壊破スルノ權ヲ以テ、ホル
 クス、スウエレー子テートト為スノ論アリ、此

論ハ既ニ實際ニ施行セシテ多次ナリト雖、
 最モ害アル者ニシテ、縱令萬民政治ノ國法ト
 イヘ氏、決シテ此論ヲ用フルヲ能ハス、

第三款

第一 スターツ、スウエレー子テートノ

大意

〔第一〕制度序次ノ具備セルホルクハ、是レ即國家
 ニシテ、此國家ナル者ハ、先自己ノ顯榮尊嚴ヲ敬
 重スヘキノ權利ヲ保有ス、古時羅馬ニテハ、國家

ノ顯榮尊嚴ヲ稱シテ、マエステイトト云ヘリ、故
ニ羅馬國ノ體面威權、及其制度序次ヲ大ニ毀損
スル者アレハ、則之ヲマエステイトヲ毀損スル
罪科マエリ、スタナレセト為レタリ、

第三國家諸外國ト、獨立不羈ノ威カヲ對峙シ得
ルハ、其スウエレイト子テイトノ一要件ナリ、若シ
國家獨立ノ權ヲ失フテ、外國ノ制馭ヲ仰クニ至
ルキハ、則自己ノスウエレイト子テイトヲ失フテ、
外國ノスウエレイト子テイトニ服従スト云フヘ
シ、蓋ハ、其ノ實効ニ於テハ、

但國家縱令外國ニ服従スト雖モ、或ハ其スウエレイト子テイトヲ全喪スルニ至ラサルコトアリ、蓋
其制馭ヲ受ル、未タ十分無限ニ至ラスレテ、獨立
ノ權仍存スル所アル者は、ナリ、乃チ盟邦合邦等
ノ如キ、相聯合セル國ニ於テハ、其各邦皆全國ニ
從屬シテ、其制ヲ受ルト雖モ、必スウエレイト子テ
イトノ若干部分存スル有テ、尚其邦内ニ行ハル、
何者、實ニ外面ノ權ヲ失フト雖モ、未タ決シテ内
面ノ權ヲ失フニ至ラサレハナリ、○是故ニ瑞士
國ニテハ、合邦ノ事務ヲ統掌スル全權ヲ稱シテ、

グンテス、スウエレ^子テ^子テ^子テ^子ト（此合邦ノスウエレ^子テ^子テ^子ト）
 義ト云フト雖^氏又各邦ノ事務ヲ統掌スル權ヲ
 稱シテカントナ^ルスウエレ^子テ^子テ^子ト（此各邦ノ）
 スウエレ^子テ^子テ^子ト云フ義ト云ス又北亞米利加合邦及ヒ
 獨^乙盟邦ノ如キモ其全國ノスウエレ^子テ^子テ^子ト
 トト其各邦ノスウエレ^子テ^子テ^子トヲ分別スル
 一、瑞^士ニ異ナラス、
 各邦ノ全國ニ於ケルヤ、僅ニ其一部分ナリト雖
 氏然^レ氏其内部ニ於テハ亦尚國家ノ制度序次
 アリテ立法府、政府、其他諸部局等、都テ國家緊要

ノ機關ヲ備ヘ、以テ自ラ其政務ヲ專行ス、是故ニ
 此ノ如キ各邦ト雖^氏仍^ホスウエレ^子テ^子テ^子トノ
 若千部分ヲ有スト云フヘシ、去^レ氏各邦若シ實
 ニ全國ニ合併セラレ、其州縣トナルニ及テバ、既
 ニスウエレ^子テ^子テ^子トノ權ヲ全喪スト云フヘ
 シ、但シ此ノ如キ邦、實ニ大國ノ一小屬國トナリ
 テ、仍^ホスウエレ^子テ^子テ^子トノ若干部分ヲ有スル
 ト、唯其州縣トナリテ、全ク此權ヲ失フトノ分界
 ニ至リテハ、殆ト判然ナラサルコトアリ、猶^ホ千緒萬
 端ノ世事ニ於テ、區別分界ノ判然ナラサルコト多

キカ如シ
方今外國ニ對シテハ、通常君主ナル者、國家ニ代
リテ、スタートツ、スクエレ子ナートノ權ヲ施行
シ、立法府ハ、絶テ之ニ關係スルコトナシ、但シ此事
決シテ理ノ當然ニ出ルニアラス、只事ノ便宜ニ
由ルノミ、
第三、國內ニ於テスクエレ子ナートノ權、先
ツ發動スル所ハ、國家自ラ其存在ヲ保チ得ル所
ノ規律ヲ確定スルト、及ヒ已ムヲ得サルニ方リ
テハ、之ヲ變革スルトニ於テス、之ヲ稱シテ、ホル

ク、國憲ヲ制立スル權柄、コンデ、グワルト、イト云
フ、○此權柄ハ決シテ制度序次ナキ、ホルク多
數ノ手中ニ在ル可ラス、必制度序次ヲ備ヘタル、
國家全體ノ手中ニ在ルヘキハ、固ヨリ當然ナリ、
而シテ國家タル者、其統一合同、及制度序次ヲ保存
セント欲セハ、必臣民ヲ服從セシメテ、其公權利
ヲ制御セサル可ラス、故ニ各民法テ國家ノ命令
ヲ抗拒スルヲ許サス、縱令、其公權利、國家ノ為ニ
枉害セラレ、トアリト雖、亦以テ然リトス、
○華盛頓 按、亞米利加合衆國第一世統領、一千
七百三十二年ニ生レ、九十九年ニ死

スノ論ニ云、吾國法ノ大基本ト云フヘキハ、ホ
ル^ルク^ル家^ル即^ル全^ル國^ル自^ルラ國憲ヲ制立シ、且、革正スル
ノ權ヲ掌握スルニ在リ、故ニ公議ノ定斷ニ由
テ、従前ノ國憲ヲ改革スルニ至ル迄ハ、凡ソ臣
民タル者、必此法ヲ遵奉敬重シテ、決シテ之ニ
違戾スルヲ許サス、夫レ國憲ヲ制立スルノ權
ハ、乃チ獨リホルクノ權利ト、及、威カトニ在ル
ノ理ニ依テ推考スレハ、臣民タル者、必ス此國
憲ニ服從セサル可ラサルコト、固ヨリ論ヲ俟ス、
故ニホルク憲法ヲ施行スルニ方リテ、之ニ抗

拒シ、或ハ他人ノ之ヲ遵奉スルヲ妨碍シ、又ハ
政府ノ事務ヲ施行スルヲ妨碍スルカ如キ所
業ハ、實ニ吾國法ノ大基本ニ背クト云スヘレ
ト、
國法ヲ變革スルニ、其方法ニアリ、一ヲ改正ト云
ヒ、二ヲ顛覆ト云フ、而シテ此ニ方法ノ旨タル、理義
上ニ於テ迥ニ相異リ、凡、改革ナル者ハ、第一ニハ、
國憲ヲ制立變革スヘキ、權利ヲ、固有セル、職官ノ
掌ル所ナルヲ以テ、立憲國ニテハ、必ス、全國家ニ代
ハル所ノ立法府、當然ノ權利ヲ以テ之ヲ掌リ、第

ニハ改革ヲ為スニ就テハ先法ノ精神ニ著眼
シテ實ニ時勢ニ後ヒ人情ニ適セサル法ハ之ヲ
廢シ而ノ實ニ時勢人情ニ協合スル所ノ新法ヲ
制立シテ之ニ代ス故ニ廢立共ニ必已ムヲ得サ
ルノ理ニ出ツ是レ即改革ナリ
然ルニ國法ヲ變革スルニ方リテ國憲載スル所
ノ規律ニ背戾シ或ハ全ク正理ヲ毀壞スルカ如
キハ決シテ改革ト云可ラス實ニ顛覆ト云フヘ
キノミ
國法ヲ改革スルノ權利ハ方ニ國家活動力ノ發

スル所ニシテ眞ニ緊要ノ權利ナリ故ニ之ヲ非
トスル者ハホルクノ開明進歩ヲ妨碍スル者ニ
シテ却テ顛覆ヲ招クニ足ル
但シテラギカーレスターツレ
根現存ノ法ヲ
リ穩當ノ譯字ヲ新ナル論ヲ唱テ原語ヲ學派ナリ唱
フル徒ハホルクノ顛覆ヲ謀ルヲ以テ當然ノ權
利ト為ス去レテ顛覆ナル者ハ或ハ暴ニ國憲ヲ殘
敗シ或ハ暴ニ正理ヲ毀壞スル者ナルカ故ニ決
シテ法ニ合スル者ニアラス縱令勢ノ趣ク處民
情徧ク之ヲ是トシ暴ニ公權ヲ變革スル時ト雖

モ、亦然リトス、民心久シク抑壓ヲ受ケシ所、一旦
羈縛ヲ脱シ、大ニ強猛ノ威カヲ得、勢ヒ噴火ノ暴
發スルカ如ク、以テ顛覆ヲ謀ルニ至ルキハ、則國
法ノ能力之カ為ニ沮欄壓縮セラレ、決シテ發動
ヲ生スルヲ能ハス、故ニ顛覆ヲ以テ國法ノ規律
ニ合セント欲スルモ、決シテ能ハサル所ナリ、○
顛覆起ルニ方リ、速ニ壓制ノカヲ盡シ、之ヲ變通
レテ改革ト為シ、以テ國家ノ制度序次ヲ全クス
ルハ、實ニ國政ノ大業ナリ、國法ノ能力微弱ニシ
テ、顛覆ヲ沮遏スルニ足ラス、或ハ改革機ニ後レ

テ、顛覆ヲ制止スルニ及テ能ハサルハ、遂ニ此大
業ヲ成就スル能ハサルヤ必セリ、
上ニ論スルカ如ク、顛覆ハ決シテ法ニ合スル者
ニアラサレハ、時勢全ク改革ノ術ヲ用フルニ由
ナク、顛覆ヲ施スノ外、國家ノ存在ヲ援ケ、其進歩
ヲ導クノ方術盡ル時ニ至ラサレハ、決シテ顛覆
ノ權利ヲ用フ可ラス、故ニ此權利ハ、真ニホルク
ノ不得已ノ權利レト云フ、ト云フ、ヘキノミ、○國憲
ナル者ハ、唯ホルクノ外貌ノ規律ナルノミ、若國
憲不是ノ為ニ、國家將ニ危亂ニ趨ラントシ、ホル

クノ生力將ニ痿痺セントシ、或ハ天下ノ公益公
 利將ニ亾滅セントスルニ至レハ、ホルクナル者
 強盛活潑ノ威カヲ發シ、不得已ノ權利ヲ施行シ、
 以テ切要ノ變革ヲ遂ケサルヲ得ス、所謂「不得止
 ノ事ハ、敢テ示令ヲ知ラス」（舊古諺ニ至レハ、已
 處置テ示令ヲ候ト云フ意、トハ即是ノ謂ナリ）
 〇スターツマン（注前ニ）一（舊）連國ハ
 七十六年ニ生レ、大ニ保守（按）舊法古制ヲ
 百三十一一年ニ死ス、改テ旨トセル人ニテ、既
 保守ルテ好マサルヲ云フ、
 佛國第五月ノ顛覆（按）一十八百三十年第五
 月ニ起リタル顛覆ヲ云フ、

ヲ聽テ、大ニ悲歎セシト云フ、然ルニ顛覆ノ是
 非ニ就テ、左ノ論ヲ述ヘタリ、曰ク、「已ムヲ得サ
 ルノ事ハ、敢テ示令ヲ知ラス」ト云ヘル古諺ヲ
 非トスル論ハ、最モ厭惡スヘシ、希臘人嘗テ土
 耳其ノ制御ヲ受ケテ、其暴虐ニ困レシ、婦女遂
 ニ其節ヲ全クスルヲ能ハサルニ至リシカ如
 ク、常ニ苛酷殘虐ノ政令ヲ受ケテ、恣ニ殺戮セ
 ラレ、百方スレテ遂ニ免ルハ、一能ハサルニ至
 レハ、是實ニ已ムヲ得サルノ時ト云フヘシ、此
 時ニ至リテハ、斷然顛覆傾倒ヲ起シテ、此災厄

ヲ免レント謀ル、大ニ正理ニ合スト云フヘ
シ、若シ此ノ如キ時ニ及テモ、仍顛覆ヲ不義ト
スル者ハ、真ニ惡人ト云フ可キノミト、

第四其他緊要ナル憲法ヲ制定スルニ至リテモ、
亦スターツ、スウエレ子テイトノ權ノ掌ル所
ナリ、故ニ狹義ノ立法權柄ゲキツゲイベンゲル
ニ、シ、ン子、按通常立法權柄ト云ヘハ、國憲ヲ始メ、
其他ノ諸憲法ヲ制定スル權柄トナレハ、狹義ノ立
法權柄ト云フキハ、國憲ヲ制定スル權柄ヲ除キ、
其他諸憲法ヲ制定スル權柄ト云フナリ、語
義狹隘ナルヲ以テ、亦國憲ヲ制定スル權柄ノ如
ク、スターツ、スウエレ子テイトヨリ、其端正ナ

ル規律ヲ以テ、發動スル者ナリ、

第五又其他ノ國權モ、皆亦此スターツ、スウエレ

子テイトノ權ニ淵源ス、故ニ國憲及其他ノ憲
法ヲ以テ、諸國權發動スル所ノ規律ヲ定メ、且其
カラ限制ス、但スターツ、スウエレ子テイトノ
權ハ、國憲及其他ノ憲法ヲ制定スル權柄トナリ
テ、其能力ヲ顯スト雖モ、其他ノ諸國權上ニハ、通
常其能力ヲ施サスシテ安息ス、殊ニ君主國ニ於
テハ、國家日々變化スル所ノ要件ヲ處分スル事
務ハ、皆之ヲ君主ノスウエレ子テイトニ收攬

ス、故ニ日常ノ事務ハ、國家自ラ之ヲ執ラスシテ
 安息シ、獨リ元首之ヲ執リテ動行ス、但、君主自ラ
 之ヲ執ル者アリ、或ハ其管下ノ職官（按政府ヲシ
 テ、之ヲ執ラシムル者アリ、
 但シ此事務ヲ執ル者、（按即君主實ニ之ヲ執ル能
 ハサル事務ノ生スル歟、若クハ君位空虛トナリ、
 國憲ニ於テ未タ嗣君ノ定マラサル時ニ於テハ、
 國家ノスウエレトテ、茲ニ再、其能力ヲ發
 シテ、其憂害ヲ除キ、且、嗣君ヲ定ムルヲニ從事ス
 ルナリ、

〔第六〕不保任（ウツトシヘルカイト、凡ソ人タル者
 其諸業ノ行止ニ於テ、天神ニ對シ之ヲ保任セス
 シテ可ナルノ理ハ、絶テアル可ラス、天神ハ、必人
 世諸業ノ曲直邪正ヲ鑒定シテ、死後ニ之ヲ審判
 スル者ナリ、故ニホルクナル者ハ、敢テ天神ニ對
 シ、其所為ヲ保任セサル能ス、○又此世界ニ於
 テモ、ホルク為ス所ノ善惡邪正ニ由テ、直ニ禍福
 利害ノ應報アルハ、即其所為ノ審判ヲ受クル者
 ナレハ、是亦保任ヲ免ル、一能ハサルノ理ナリ、
 ○去レ、國家内ニ於テ、國家全體ノ曲直邪正、若ク

ハホルクニ代リテ最上ノ國權ヲ掌握スル者人
曲直邪正ヲ審判スヘキ法官ヲ設置スルハ決
シテ能ハサルコトナリ然ルヲ若シ強テ之ヲ設置
セント欲スルハ國家ヲシテ全ク此法官ノ部
下ニ属セシムルノ理ニシテ譬ヘハ四肢ヲシテ
體軀ノ上ニ在ラシメ局部ヲシテ全體ノ上ニ位
セシムルカ如シ

○ロベスピエール〔按〕佛人、一千七百五十八年
生、九十四年ニ死刑ニ
處セラレ、一千七百九十三年、寛政、ヤコビ子ル
本
卷第一款ハ此黨ノ巨魁ナリ、黨中ニ於テ之ニ

反セル論ヲ述ヘタリ、其論ニ云ス、余災厄ヲ受
ケシ時ニ於テ、敢テ他人ノ應護ヲ要セス、自若
トシテ、ホルクハ決シテ不正ノ事業ヲ為サバ
ル昔ヲ主張シタリ、余ハ斯ノ如ク世人ノ未_レ此
理ヲ知ラサリシ時ニ於テ、普ク此理ヲ悟ラシ
メント欲シ、大ニ刻苦セシカ、遂ニ顛覆起ルニ
至リテ、世人皆能ク此理ヲ悟リタリト、○但佛
國人此ノ如キ論ニ迷フテ、大ニ之ヲ信シ、以テ
實際ニ施シケレハ、遂ニ大災厄ノ刑ヲ蒙ルコ
トハナリケリ、〔按〕此註本文ノ意ト合セサルニ
似タリ、恐ラクハ其下段「此世界

ニ於テ云々ノ註ナラ
於、猶再考ス可シ

國家自己ノスウエレ子テトノ權ヲ施行ス
ルニ方リ、若シ外國ニ對シテ之ヲ保任スルヲ要
スルキハ、則其スウエレ子テトノ權ハ、外國
ノ為メニ大ニ限制セラレ、遂ニ其部下ニ屬スル
ニ至ル可シ

後世列國法ニ萬國公法ト譯ス、按一大ニ進歩シ、全
世界各國殆ント相合シテ、一大國家トナリ、而メ
之ヲ統括スル所ハ大政府起ルニ至ラハ、各國皆
將サ此大國家ノ命令ヲ遵奉スルニ至ルヘシ、

故ニ此時ニ於テハ各國自己ノ權ヲ施行スルニ
就テ之ヲ保任スルノ制度始テ起立スヘシ、去レ
此事今日ニ在リテハ、徒ニ紙上ノ空談ナルノミ、
恐ラクハ後世遂ニ實事トナルノ日アラム。

〔附論〕 輓近立チレ所ノコンスタチトイレンデ、ナ

チオナール、ヘルサムルシグ（按）全國家ニ代ハ

スル議、ノ如キハ、通常一千七百八十九年（元）寬政

佛國ノナチオナール、ヘルサムルシグ（按）前出ツ

ノ論ニ倣フ者多シ、故ニスターツ、スカエレ
子テトノ理ヲ以テ、政令施行ノ基本ト為サ

却テルウツウヲ信レテホルクス、スウエレ
 子テイトノ理ヲ取レリ、○但ルウツウノ論
 ハ更ニ甚シキ者ニシテ、決レテ代國議會ニス
 ウエレ子テイトノ權ヲ委スルヲナク、必彼
 原素ノ如ク、制度序次ナク渙散セル數千萬ノ
 民人ヲ以テ、此權ヲ固有スル者トナシ、而テ此
 民人其共ニ欲スル所ニ從ヒ、之ヲ恣行スルヲ
 以テ當理ト為ス、○ナチオナール、ヘルサムル
 ングルウツウノ論ヲ採リテ之ヲ實際ニ施セ
 ン、譬ハハ猶彗星ノ赤尾ノ現レシカ如シ實

議會ルウツウノ論ヲ假テ民心ヲ煽動シ、
 以テ一旦其志ヲ得レト雖、遂ニ又此論ノ為
 ニ倒サル、ニ至レリ、〔我古時彗星出レハ必凶
 事アルノ兆トセリ、蓋
 志ヲ得シハ、遂ニ又此論ノ為ニ論ヲ用テ、一旦其
 倒ナルリシヲ、

第四款

第二

ヒュルステン、スウエレ子テイト

〔按〕本卷第二款
第五ニ詳ナリ、

第二類

スウエレ子テイト

ト即ヒルステテハ、即獨國家元首ノ手中ニ在
ル者ニシテ、方今ノ國法ニテハ、唯君主國ニ於テ
ノミ、獨リ此權ヲ認許セリ、故ニ君主ヲ以テスウ
エレシ〔按〕スウエレシ者ノ義トシテ、尊崇セ
ラル、ノ權利ヲ有スル者トス、亦民主國ノ統領
プレシモ實ニ此權ヲ施行スト雖、絶テスウエ
レシトシテ、尊崇セラル、トナシ、
羅馬民主政體ノ國法ニ於テ定メシ所ハ、立制ノ
意今時ノ民主國ヨリハ、猶廣博ナリキ、故ニ嘗テ
王國ヨリシ時ニ於テ、君主掌握セシ所ノ權ヲ分

掌ス〔按〕コンスルニ負ニ、マエステトノ權利〔按〕
ニ國家ノ元首タルニ足ルノ權ヲ委子、又其後ニ
及テセナトニモ亦之ヲ委子タリキ、然ルニ近
今ノ民主國ニ於テハ、專ラホルクノ特權ヲ貴フ
ト盛ナルヲ以テ、政府ノ主長ナル者ハ、唯ホルク
ノ指揮ニ由テ、姑ク其委任ヲ受ケシ者ト視做セ
リ、是ヲ以テ主長ナル者、スウエレシ子テトノ
權ヲ以テ、其自己ノ權利ト為ス〔能〕ハス、
①ルウソウガレゲンテン、スウエレシ子テト
ト〔按〕ヒルステテ、ニ同シ、エヲ駁スル論ニ云、「一般

ノ意思ト云フハ、ホルク全體ノ意思ヲ云フナ
 リ、故ニ其一部分ノ意思ハ、唯其一部分ノ意思
 ナルノミ、一般ノ意思ハ、能ク憲法ヲ布示スヘ
 ク、一部分ノ意思ハ、僅ニデクレイト（按）政府布
 告スル所
 ノ命令ヲ布示スヘシト、去氏、最上ノ國權ヲ以
 テ、唯憲法ノミヲ制立スルノ權トシテ、兼テ政
 令ヲ施行スル所ノ權タルヲ知ラサルハ、甚ク
 キ謬見ト云フヘシ、
 又ヒルステニスウエレイトヲ以テ、獨リ
 世襲君主國ノミニ之レ有リテ、選立ノ君主國

ニハ、此權決シテ有ラストスルノ論アリ、去氏、此
 論ハ君主其位ヲ得ルノ體裁ニ由テ、其權ニ輕重
 ノ別アリトスル者ニシテ、甚ク誤ルト云フヘシ、
 令選立君主ト雖、最上ノ國權ヲ以テ、自己ノ權
 ト為スニ於テハ、決シテ世襲君主ト異レルナシ、
 ○舊羅馬帝（按）羅馬帝國ニ新舊ノ別アリ、紀元前
 三百年ニ奧古士都帝ノ創業セシ者
 又旧帝國ト云ヒ、又紀元八百年ニ於テカール大帝
 即新帝國ナリ、是及中古ノ獨乙帝ノ如キハ、皆選
 立君主ナリ、然リト雖、真ノスウエレイトナ
 リテ、自己ノ權ヲ有セシテ、決シテ疑フヘキニア

リ受ケレシ者ハ是亦固有ノスウエレ子テトト
 フ握リシ者ト云フヘシ、按實ニ天神ヨリ受ケテ託
言スル
 受有ノスウエレ子テトトハホルク若クハ
 選擇者ヨリ授托セラレタル者ヲ云フ、既ニ羅馬
 ノ國法ニ於テハ帝ノ權柄ハ即羅馬ホルクヨリ
 授托セラレタル者トセリ、卷之四第十七款且其
 後ノ選立君主國ノ制度ニ至テモ亦通常此ノ如
 シ○但スタイツスウエレ子テトトニ至リテ
 ハ決シテ此ノ如キ差別ナク皆固有ノ者ノミナ

下ノ諸款第十四款ヲ云フニ於テ國家元首ノ權利
 ヲ論スルニ方リテ、ヒュルステニスウエレ子テ
 トノ權ヲ更ニ精論スヘシ、

譯者曰第一款ヨリ本款ニ至ル論說甚々深
 奧ニシテ解シ易カラサル者居多ナリ、讀者
 宜ク細玩スヘシ、但シ又誤譯ノ多カラシテ
 恐ル、若シ疑フヘキ者アラハ幸ニ忠告セヨ、
 猶再思ヲ加フヘシ、

大井潤一校

國法汎論卷之六 上終

